

議案第22号

葛飾区障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月15日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

葛飾区障害者福祉センター条例（平成16年葛飾区条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表2の項及び4の項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第5条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第9条の2及び第10条の5中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。